

地下水マネジメント推進プラットフォーム

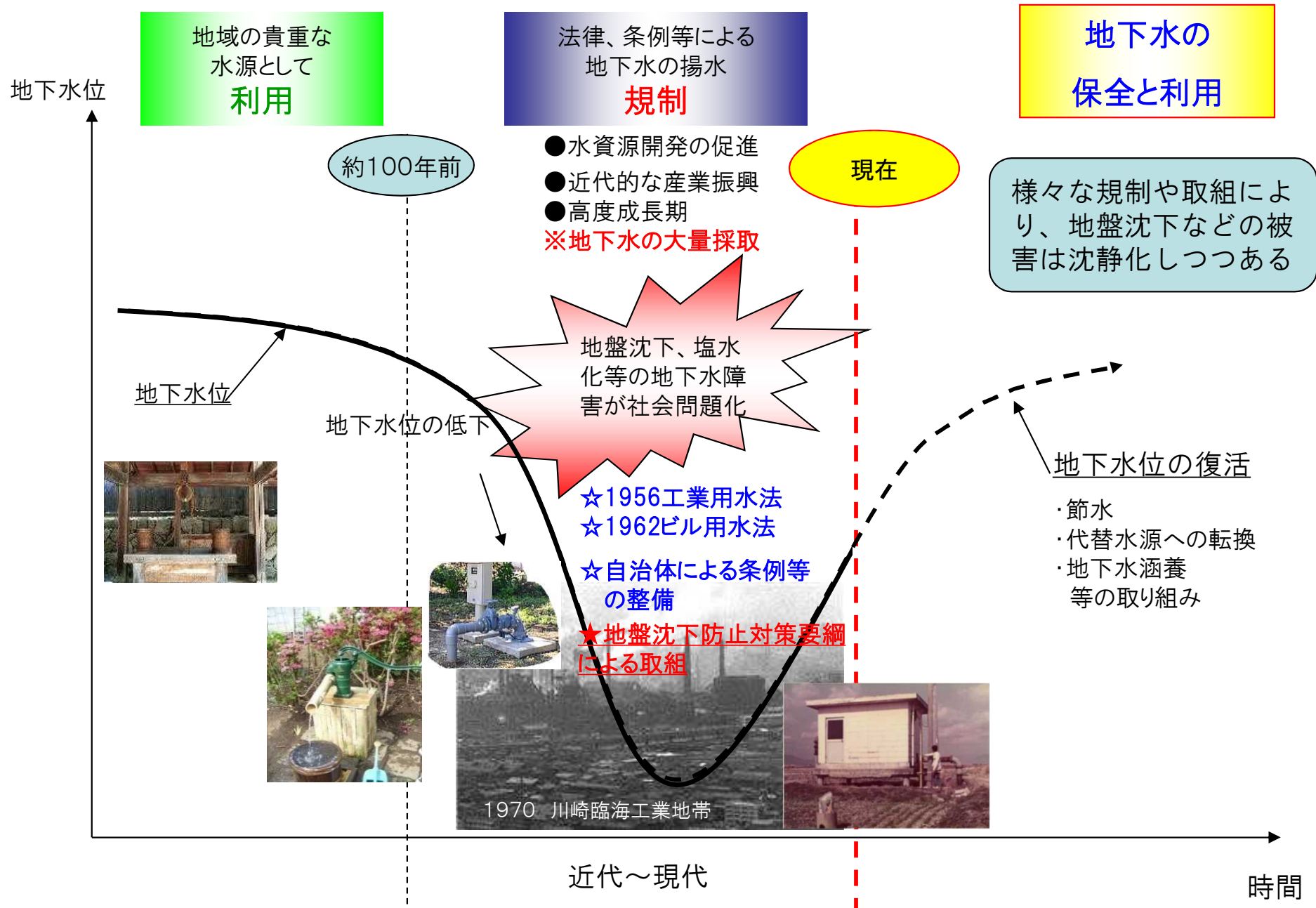
令和5年10月3日

内閣官房水循環政策本部事務局

参事官補佐 小出 博



地下水利用と保全の歩み ※地下水位はイメージです



地方公共団体が抱える課題

1. 制限を新設・強化しようとする際に根拠となる地下水の挙動の解明や水収支等の把握が難しい
2. 合意形成のための地下水に関する協議会の設置や条例の制定・改正等の取組を進める意向はあっても、情報・ノウハウがなく、地域での合意形成やルールづくりが進まない

水循環基本法の改正(令和3年6月)

<改正のポイント>

○責務に関する規定の整備

国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれること及び事業者・国民の責務として、当該施策への協力が含まれることを明確化。

○基本的施策に「地下水の適正な保全及び利用」に関する規定の追加

地下水マネジメント(※)を推進するため、国及び地方公共団体は、以下①～③その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加。

- ①地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表、保管
- ②地下水の保全及び利用に関する協議会の設置
- ③地下水の採取の制限

(※)地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施する取組

水循環基本法に基づく「水循環計画」では、水循環に関する施策の基本方針の一つを「水の適正な利用及び恵沢の享受の確保」とし、持続可能な地下水の保全と利用の推進を施策として、それぞれの立場や意向が異なる関係者の相互理解と合意形成を図りながら、地域全体として効率的・効果的な地下水マネジメントを行う事を目指して取り組むこととしている。

水循環基本計画 第1部

1 流域における総合的かつ一体的な管理（地下水の適正な保全及び利用）より抜粋






地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性がきわめて高いため、課題についての共通認識の情勢や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、涵養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施するマネジメントを、地方公共団体などの地域の関係者が主体となり、地表水と地下水の関係に留意しつつ、連携して取り組むよう努めるものとする。



※地下水マネジメントとは

地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施する取組

地下水マネジメントにおいて、連携・調整して進められる取組方策の主な例

観点	取組	取組方策の例	
日常的な利用	事業場用水	<ul style="list-style-type: none"> 工場での原料や冷却水として利用 事業場で建築物の冷暖房用水やトイレ用水などに利用 	 <p>地域の湧水の共同利用</p>
	飲食品製造	<ul style="list-style-type: none"> 飲料や食品の原料として利用 地域の地下水による地場産品のブランド化 	
地域活性化への活用	観光資源活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域の名水、湧水などを観光スポットとして活用 地域めぐりと一体で集客に活用 	 <p>観光スポット</p>
	地方創生	<ul style="list-style-type: none"> 地域のブランディングや水利用企業の誘致、産業創出による雇用創出等に活用 	
リスクの予防保全	地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> 水田湛水等による地下水涵養 浸透ます、還元井等からの人工涵養 森林整備による水源涵養 	 <p>水源林保全</p>  <p>水田湛水(涵養)</p>  <p>環境学習</p>
	啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 地域参加型のイベント、シンポジウム等の啓発活動 出前授業による小・中学生の環境学習 	
	協力金等	<ul style="list-style-type: none"> 地下水涵養等の取組資金への支援 地下水利用量に応じた負担 	
	緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング等による地下水位の急激な低下等の察知と情報共有体制 地下水障害回避のための取水量調整の枠組み 大幅な水位低下や汚染発生時に揚水量調整や汚染原因特定に協力 	

地下水マネジメント推進プラットフォーム(R5.3～)

関係府省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の公的機関、大学、研究機関、企業、NPO等が参画し、地域の地下水の問題を解決するため、関係者の協力の下、地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体へ適切な助言を行うなど一元的に支援。

ポータルサイトによる情報提供

情報を一元的に得ることができるポータルサイトを設置し、基礎的な情報、代表的な地下水盆の概況、条例策定状況の紹介等を行う。

相談窓口の設置

相談窓口を設置し、関係省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の幅広い知見等を紹介する。

アドバイザーの派遣

水循環アドバイザーの制度を活用し、地方公共団体等の課題に応じたアドバイザーの紹介、派遣を行う。

地下水マネジメント研究会

地下水に関する基礎的な知識を提供するとともに、先進的に取組を進めている地方公共団体、研究機関などの多様な知見等を提供し、意見交換を行う。

地下水データベース

国、地方公共団体等が収集する地下水位、地下水質、採取量及びこれらに関する観測所情報等のデータを相互に活用するためのデータベースを構築、運用を行う。

ガイドライン等に関する情報提供・内容の充実

地下水に関するガイドライン等を紹介するとともに、プラットフォームの活動を通じて得た知見を活用して内容の充実を図っていく。

相談

支援

地下水マネジメントに取り組もうとする
地方公共団体

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/index.html>



「ポータルサイト」

「地下水マネジメントについて知りたい」



地下水について知りたい

- 地下水の基礎
- 調査方法
- 分析方法
- アドバイザー制度
- 国の連絡先情報
- 研究機関等の連絡先情報



地下水マネジメントについて知りたい

- 地下水マネジメントとは
- 地下水協議会とは
- 地下水協議 設置段階
- 地下水協議 運営段階
- 協議会設置事例
- 指針・手引き等



地下水の状況を知りたい

- 調査方法
- 分析方法
- 指針・手引き等
- データ
- 地下水データベース
- 地下水協議 設置段階



地下水対策の方法を知りたい

- 調査方法
- 分析方法
- 指針・手引き等
- 論文・研究レポート
- 地下水協議 運営段階



地下水条例やルールをつくりたい

- 条例制定状況
- 条例の紹介
- 地下水に関わる法律等
- 指針・手引き等
- データ



地下水対策の取り組み事例を知りたい

- 地盤沈下対策
- 取水事業者対応
- 地下水汚染対策
- 塩水化対策
- 地下水涵養



取り組みの資金・人材を確保したい

- 資金調達
- 地下水協議会とは
- 地下水協議 設置段階
- アドバイザー制度
- 国の連絡先情報

地下水データベースの運用(R5.6～)

- 各自治体等毎のログインIDと、各協議会毎のグループを運用開始時に設定済み。
- 国へのデータ・資料の提出、協議会資料の配布等の受け渡し・保管にデータベースを利用。
- 同じ協議会に属する自治体等のデータ・資料を相互に閲覧可。

協議会グループ毎の情報共有

関東平野北部協議会グループ

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、関東農政局、
関東地方整備局+国交省水資源部)

濃尾平野協議会グループ

(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、東海農政局、
中部地方整備局+国交省水資源部)

筑後・佐賀平野協議会グループ

(佐賀県、福岡県、九州地方整備局+国交省水資源部)

データ・資料
登録

検索・出力

地下水データベース

同じグループの市町村等の協議会データ保管地点をピン表示

地下水データベース

地点表示方法 ▶

全てを含む
 いずれかを含む

表示項目 ▶

地下水位 ⑦

地下水質 ⑦

湧水量・自噴量 ⑦

湧水水質・自噴水質 ⑦

揚水量 ⑦

地盤変動量 ⑦

防災情報 ⑦

マップ表示 | 地点登録 | 地点選択

検索条件を入力してください。

【参考】観測地点: 和光

国土交通省水資源部

表示項目の「地下水位」を選択すると、データ閲覧が可能な地点が地図上に表示

観測地点をクリックすると登録項目がポップアップされ、「地下水位」を選択

観測地点名	和光	地下水位	<input type="radio"/>	データ閲覧	登録・修正
緯度経度	139.61240640, 35.78039110	地下水質	—	—	登録・修正
住所	埼玉県和光市広沢2-1	湧水量・自噴量	—	—	登録・修正
井戸管理者	埼玉県	揚水量	—	—	登録・修正
井戸深度(m)	400	地盤変動量	—	—	登録・修正

「地下水位」のデータ閲覧を選択するとグラフ表示される